

16. 児童福祉審議会、家裁への申立て 行政不服審査請求への対応等

保護者、親権者が子どもの一時保護に納得せず、行政不服審査請求を出すとか、子どもの施設入所に同意せず反対することから、児童福祉審議会への諮問を経て家庭裁判所に児童福祉法第28条の申立てをする等、いくつかの注目すべき法的手続きがある。ここではその他の事案での対応と共通する部分は述べない。また司法の観点からの概要については別冊資料「司法手続における子どもの供述」を参照されたい。

[1] 子どもの分離保護と加害者排除の必要性

性的虐待・家庭内性暴力問題では、性暴力の潜在的進行性の危険性の高さ、口止めや証拠隠滅の可能性の高さから、何よりもまず被害を訴えた子ども、被害が疑われる子どもの分離保護が緊急かつ必須の対応となる。介入的な突然の調査保護に対する保護者の違和感は強く、行政不服審査請求が提出される可能性があるが、調査保護の要件確認に照らして、一時保護の行政不服審査請求に対応する。この際、通告者を特定させ情報を与えないように注意する。

性加害行為の悪質性、侵害内容、継続する追跡の危険性等に照らして、性虐待の犯罪性が高いと判断される場合には、ためらわずあらゆる法的対応を検討して加害者の排除、訴追を検討すること。特に刑事証拠保全が優先されるような事態や児童ポルノ法に抵触する画像の存在、性犯罪行為など、緊急の警察対応の対象となるような事態を認知した場合には即座に警察に連絡して対応を協議すること。同時に子どもの付添を確実に確保して、被害者が受ける負担を最小限度にできるように配慮し、また捜査機関、司法機関にも子どもの負担を最小限になるよう配慮を求めること。可能なら子どもの付添、代理人として弁護士の協力を依頼する。

加害者がいるか、加害者が接近可能な環境へ子どもを復帰させたり、加害者の主張を否定せず、子どもの被害申告に懐疑的であったりする保護者や親族に子どもの安全を委ねないことも重要である。わが国では性的虐待被害児のパーマネンシー・プランニングにおける加害者排除の原則が法制度上明記されていないが、重大な問題である。

保護された子どもの被害状況が調査によって十分に疑われる場合には、基本的に加害者の関与できる生活圏に子どもを返すことは考えられない。加害者を含む、あるいは非加害保護者の子どもの安全確保についての同意・協力が不十分にしか確認されない場合には、直ちに法28条の申立ての検討準備に入る。加害者が親権者・養親である場合には親権喪失の申立てや養子縁組解消の申し立ても同時に検討を開始する等、子どもの受けたかもしれない、今後受けるかもしれない権利侵害状況に対して、あらゆる法的に正当な主張の準備に入ることが重要である。

[2] 被害調査、被害(事実)確認面接の記録の扱いについて

法的手続きにおいて初期被害調査記録については一般的な相談経過と同等の扱いとして提出する。特別に主張しなければならない事態が含まれる場合には、面談の正確な記録を文書として提出することも検討する。ただしこの際には通告者を特定させる情報が含まれることが多く、その記録が家庭裁判所への申立て証拠資料として提出される場合には、その記録の扱い、通告者情報の守秘について厳重に注意して取り扱われるよう上申しておく。

被害(事実)確認面接については、子どもの被害の重要証拠としてその面接記録を証拠記録とすることが原則となる。ただし、子どもの発言内容に以後の保護者と子どもとの関係を害する危険性があると感じられる部分が含まれる時は記録の閲覧等に十分配慮されるよう裁判所に上申する。

また子どもの性被害事実聴取について、家裁の調査で重ねて子どもに被害聴取の調査を控えるように要請し、もし調査上どうしても聴くとしても最小限度となるよう配慮を求める。

17. 刑事事件としての取り扱い

わが国においても性的虐待を刑事事件として告訴したり告発したりする事例が増加してきている。性犯罪事件としては親告罪の範囲と暴行傷害や児童ポルノ法違反など通報や被害届だけで事件捜査着手になるもの、児童福祉法違反や青少年保護条例違反等、児童相談所の告発で事件化できるものなどがあり、事案対応を弁護士、警察とよく打ち合わせることが必要である。

こうした司法手続きが子どもに与える心理的負担の大きさ(事情聴取や実況見分、警察官調書や検察官調書作成のための繰り返しの事情聴取や、法廷への出廷証言、反対尋問など)を考えた場合には、どのようなことが今後予想されるかを子どもに十分理解させた上で子どもの意思と本当の願いをよく考慮し、その後の対応を慎重に決定する必要がある。^{*} 子どもによってはその心理的負担に耐え切れずに精神的に変調をきたしたり、被害の訴えを撤回したり、場合によっては自殺に及ぶ危険性すらある。

刑事事件として取り扱われることが、自分が悪いのではない、虐待者が間違っただけなのだという子どもの理解を促進し、子どものエンパワメントにつながると考えられる場合には、「子どもの最善の利益」という子ども福祉の原則において、弁護士や警察や検察と、立件がかなう被害要件が揃うかどうかの事前協議を行って告訴や告発を行うことが望まれる。警察などに積極的に動いてもらうためには、虐待問題に詳しい弁護士の協力を得ることや、適切な面接に基づく専門家の意見書が有効に働く場合が少なくない。

刑事事件となった場合、日本では警察や検察官による詳細な事情聴取や実況見分、さらには裁判所での陳述など、子どもは辛く重い心理的負担を強いられ、結果が出るまでの長い期間を、耐えなければならないことになる。司法関係者により、書類提出やビデオリンクによる別室での裁判陳述など、様々な工夫で子どもの負担を軽減する取り組みも設定されているが、子どもには事前に、どのような過程を経ることになるのか十分説明し、虐待者や場合によっては家族と対決する苦しみを支えていくことが必要である。非虐待者である保護者が子どもを支えている場合は、子どもにとって大きな支えであり、両者へのサポート体制をしっかりととっていくことが必要である。

【基本的事項】

児童相談所が行った被害(事実)確認面接や医学診察の所見は、警察・検察が捜査として関与し、刑事証拠保全の手続きに従ったものでない限り、そのまま刑事訴訟法上の証拠とはならない。ただし、告発や事情聴取の際に提出資料として提供し、その内容に従って子どもへの事情聴取の負担を最小限にもらえるよう配慮を求めて上申することは出来るし、事案によっては一定の配慮はしてもらえる場合もある。

*) 大阪弁護士会子どもの権利委員会発行「あの人を訴えたい、と思ったら 決める前に知ってほしい手続きと流れ」2009年改訂 などを参照

家庭内性暴力被害への対応

加害者が保護者・監護責任者以外の
きょうだいや親族・同居人の場合

18. きょうだい加害者の場合

加害者がきょうだいの事例は一定の割合発見・発覚しており、実際にはその他の性虐待同様、相当数が潜在しているものと見込まれる。

きょうだい加害者の場合、児童虐待防止法、厚生労働省の虐待分類上は、親のネグレクトとして計上される。ただし事案そのものは子どもの身に起こった性暴力被害として性的虐待事例への対応同様に扱う必要がある。

相談対応上は、加害者であるきょうだい未成年者の場合には、加害者についても、本人の非行問題として対応していく必要があり、加害者からの聴き取りや加害者の保護、対応も検討されなければならない。

また、非加害親(この場合は両親でありうる)への対応およびケアの原則についても、性的虐待事例に準じながら、個別事例の特性をふまえて対応する必要がある。これについては冊子「あなたへのメッセージ 親だからできること」も参考に保護者にアプローチすること。

19. 保護者、きょうだい以外の加害者による家庭内性的虐待への対応について

加害者が保護者、きょうだい以外の親族等の同居人、およびそれに準じた人間関係が子供の生活環境内にあり、子どもとの関係を持っている人物である場合も、子どもの被害状況、発覚の経過、子どもの安全確保の要件に照らして、家庭内性暴力被害事案として性的虐待と同様に対応する必要がある。

子どもの安全確保、子どもからの被害の事情聴取、保護の判断、被害事実の立証・確認、周辺調査が概ね必要となり、性的虐待と同等の初期対応、調査保護介入の検討が必要である。

法的分類としては「性的虐待」と最終的にはならない事案であるが、児童虐待防止法第3条の趣旨に照らしても、こうした子どもの安全確保と被害状況への対応に、児童相談所として区別なく子どもの最善の利益を尊重する立場から対応しなければならないと考える。

他の相談対応中の被害発覚

別件相談、施設入所後の性暴力被害の発覚等について

20. 別件での施設入所後や他の相談対応中に発覚した性的虐待への対応

[1]他の相談対応中の性的虐待の発覚への対応

性的虐待以外の要件で児童福祉施設に入所した子どもが、施設入所以降の生活場面において、施設入所前や入所中の性暴力被害を、誰かに打ち明けたり、訴えたえたりすることがある。対応は子どもの被害を聴いた人物か、それを知った施設から児童相談所への通告によって開始される。

それまでに児童相談所や児童福祉施設が設定している子どもへの援助方針では、性的虐待や家庭内性暴力、その他の性暴力被害の対応は取り上げられておらず、その対応も特別には行われていないのが普通である。従って、事実発覚に応じて直ちに新たな課題として性的虐待相談についての対応を開始しなければならない。

[2]子どもからの被害告白への対応と被害告白の意味

子どもからの被害の打ち明けの相手は様々である。子どもの性的虐待被害の訴えが、施設職員や学校職員など、子どもの日常生活に関係する機関職員に到達した段階で、直ちに児童相談所への通告が行われ、子どもの安全確認と打ち明けられた被害についての事実確認など、性的虐待への通告対応が開始される必要がある。

当然のことながら、しばしば子どもの最初の告白は、被害の全てを明かしたものではない。とりわけ過去の被害を訴えた場合には、被害事実の慎重な確認調査が行われない限り、被害の再発や拡大の危険性は正しく評価できない。

初期の被害発生から時間が経過している場合、心的外傷性の性的行動が性的問題行動に発展している危険性や、PTSD問題や解離症状等による二次性の問題が発生している可能性も高い。子どもの告白は何らかの現在のストレス問題に起因する理由による可能性が高く、その状況調査、評価も重要である。

場合によっては非行事案での警察での事情聴取や、施設内外でのトラブルに関する事情聴取の場面で、性的虐待や性暴力による被害体験がいきなり告白される場合がある。それらの告白は一見したところ、目の前の出来事に関連性があっても無くても出現する。

子どもにとって元々性暴力被害についての内的なストレスが高い場合、しばしば内的なストレスを高めるような追及や事情聴取、あるいは感情の爆発、発散・解放の場面で、あるいは解離やPTSDによる侵入記憶のような経験が起こり、被害の様態が想起され、告白がなされる場合もある。子どもからの告白による性的虐待・性暴力被害の疑いについては通告受理時点での初期対応と同じ対応基準を適用する。

[3]子どもが施設入所中の場合の性的虐待の発覚対応

1)子どもの安全確認・確保と被害告白の事実確認

通告を受理した児童相談所はまず、子どもの安全確認と安全確保の判断を行う。施設に入所中の子どもが目前に迫る帰省や外泊、面会の直前に家庭内の性暴力被害を疑わせる告白を行った場合には、直ちに初期被害調査を行うと共に必要なら子どもの帰省や外泊、面会を停止させる。

初期被害調査は一般通告の受理対応と同様、最初に子どもからの被害を聞いた人物から直接子どもが話した内容を確認することと、子どもから事情を聴くことを並行して行うことが必要となる。

この際、最初に子どもからの被害を聞いた人物からの事情聴取者は、子どもへの初期調査と同様、後の照合のためと、子どもからの被害確認を想定して、誘導や暗示による質問を避けることはもちろん、省略や要約を避け、できる限り子どもが最初に話した状況の言葉通りの再現的な確認を心掛けることが必要である。正確な子どもの発言や告白を聞いた人とのやりとりの把握は、子どもの告白内容の正確さや信頼性を評価する上で重要であるだけでなく、子どもの安全確保のために相談所が介入的な保護の対応をとるかどうか判断する上でも重要である。

施設職員が子どもからの告白を聞いた場合はもちろん、施設職員以外の人物が子どもの告白を聞いた場合も、施設職員が通告のためにそれを最初の時点で聴取した後は、可能な限り児童相談所の職員が直接通告者にも事情聴取することを前提とし、繰り返して複数の人物が通告者から話を聴いたり、間接確認を繰り返したりしないように注意することも重要である。なぜなら、通常、こうした緊張に満ちた状況で、ショックの強い内容について非専門家が繰り返し話をすると、あらずしが形成され、省略や言い換えが混入して元の会話が確認できなくなる危険性が高いからである。

もちろん当の子どもに対しても何度も事情を聴くことは控えて児童相談所の聴取を待つ。児童相談所の子どもの初期被害調査については原則的に一般通告受理時の初期被害調査面接と同じ対応を行う。

2)施設入所中の子どもへの初期調査の評価と安全の確保

子どもからの告白が性的虐待被害を疑わせると判断された場合には、子どもの身柄の安全確保が重要な要件となる。子どもを施設にそのまま置いた状態で、虐待者を含む保護者への調査が行われたとしても、子どもの安全は確保できるのか、親権者や保護者、その他の家族から子どもへの一方的な接触、虐待者から子どもへの脅迫的なメッセージや接触の防止が十分にコントロールできるのか、親権者の施設入所同意は取り消される可能性があるのか等を踏まえて、場合によっては子どもの一時保護を検討する。

3)施設入所中の子どもの別件での援助途中での発覚対応の留意点

性的虐待以外の理由で施設に入所した子どもで、施設入所以後に性的虐待が発覚した場合については、以下の点に留意することが必要である。

場合によっては施設入所理由の再設定、施設入所措置についての親権者の同意も取り直しになる。施設入所に関する援助計画は修正ないしは立て直しをしなければならない。

① 子どもの告白への対応姿勢

施設入所の元の理由と経過にもよるが、子どもが性的虐待の被害について何らかの告白を行う場合には、現在の時点での子どものストレスや困った事態が作用していないか注意が必要である。子どもは現在の困った事態、すなわち、しばしば自他の利害やトラブルをそのまま告白するより、類似している、あるいは連想される過去の出来事について話し始める方が対応しやすい場合がある。また、加害者からの脅迫や別の要素で子どもと保護者や家族との間に葛藤がある場合、そのために話がより曖昧なまま内容が抑制されてしまうこともあり、それを聞いた職員がにわかに子どもの話を信用できないと感ずることがあるかもしれない。

明らかに何か別のことに実際の問題がありながら、その問題から注意を逸らすために、あるいは自己弁護として言い訳したい動機から、子どもが突然、過去の性的被害の話を持ち出すこともある。しかしそれでも、性的な何らかの被害体験が子どもの安全を損なってきたことには違いなく、無意識の防衛も含めて、子どもの被害告白は冷静に、正確に聴きとられることが必要である。事態を別な理由からコントロールしたり、視線を逸らそうとする子どもの意図があつたにしても、それは被害体験とは異なる次元での対応課題である。

② 性的な問題に関する現在の適応状態への注意

性暴力被害は、しばしば、被害児に PTSD 症状や心的外傷性の性化行動を引き起こす。施設生活では当人以外にも性的な適応に問題を抱えた子どもがいる場合が多く、性的な加害行為をする子どももいる。こうした様々な子どもたちの動きの中で、性的な過敏性を抱えた子ども同志が互いを意識したり、トラブルに巻き込み合ってしまったりはしばしば認められる。無意識的、意識的両方の次元で性的な緊張感や興奮が潜在的に強まると、しばしば性暴力被害記憶や PTSD 症状が活性化することがある。従って現在の状況下とは時間も場所も関係しない性的被害の告白がなされた場合にも、それを導く刺激となった現在の状況に注意を払うことが必要である。子ども自身はこうした状況刺激を無意識的に受け取っており、意識的にはそのことに気づいていない場合も多く、本人だけでなく周囲の人間の目、気づきが重要となることも多い。

③ 反応性の問題行動や情緒的不穏への配慮

性的虐待被害について告白し、さらに被害確認面接を受けた子どもは、それまで抑圧していたり、意識の外に追いやっていたりした記憶や感情の急激な意識化に遭遇して、情緒的なバランスを崩しやすい。時には強い自責、自暴自棄や怒りの感情に見舞われて不穏状態に陥ることがある。自傷行為の活性化も生じやすい。誰か、事情の分かっている人物がしばらく意識的に子どもによりそってサポートを心掛けると共に、反応が急激な場合には精神科医療の関与と判断が必要である。

④ 情報管理と周囲の子ども集団への配慮

当人の問題が援助設定に急激な変化を起こす場合（たとえば面会や帰省の中止など）、周囲の子どもへの波及をコントロールすることが必要である。とりわけ、性的な緊張関係がすでに生じているような場合とか、別な問題で対人的なトラブルが進行中のような場合には注意が必要である。もし、そうした直接的な問題が無くても、本人が周囲の子どもに被害の告白を繰り返してしまうとか、誰かが本人の異変を感じて、執拗にどうしたのか、何があつたのかと聞きだそうとするなどの反応を抑えることが必要な場合もある。集団生活においては、何らかの不穏な緊張感やストレスの発生は、しばしば子ども一人一人、また子ども集団の中に潜在

【基本的事項】

するストレスや不安、不満感情を増幅させ、それらを明るみに引き出す契機となる。些細な刺激であるにもかかわらず、それに強く反応する子どもがいるとすれば、援助者は元の問題とは別に、反応を示している側の子ども本人の潜在的な課題に焦点を当てた対応を検討すべきである。

情報管理は常に重要である。当の子どもに対しても、誰が全てを知っているのか、何か気がかりなことが生じたら、誰に話をすればよいのか、どのように示せば配慮された話し合える場所を設定してもらえるのか、明確にしておき、当人に知らせておくこと。

その他、発覚や調査に関する配慮事項は、一時保護所での対応の項を参照。

⑤ 家族関係の洗い直しと対応枠組みの刷新

性的虐待が潜在していた家族関係は、それが判明した時点で、全面的に見直しをかけなければならない。被害者、加害者、非加害者を軸とした家族の力動関係の理解と対応が、事後の援助課題として重要となる。また非加害親が受けるショックや立ち直りへの支援、被害児童と家族の絆への援助、とりわけ非加害親から子どもへのサポートの確保などが新たな重要な課題となる。

加害行為が親族間に存在する場合、最初に告白された加害者だけでなく、第二、第三の加害者が親族や家族と親しい人の間に潜んでいる可能性がある。誰が子どもの本当の安全の保証者かは慎重に見極めなければならない。というのも、例えば叔母が最も本人が信頼を寄せ、愛着を示す人物だったとしても、その叔母の家族(たとえば叔母の夫やその子どもたち)の中に加害者が潜んでいる可能性がある。残念ながら、親族間にひとつの近親姦が生じている一族には類似の事象が複数潜在している可能性を疑ってみることが臨床上のルールである。

もしも子どもの祖父母やその他の親族が子どもにとって重要なサポートの提供者であった場合、その人たちに事態をどのように伝えるかも重要な課題である。親族間に子どもへの加害者が存在するということは、その家族や親族にとって重大なストレスとダメージを与える。よくみられる反応の中には、「本当にそんなことがあったのか簡単には信じない方がよさそうだ」「何をいまさら・・・」といった、事実を告白した子どもに対する不信感や批判が起こることも少なくない。しかも、それらの反応は児童相談所には通常隠される。関係者の受け止めについては、時間を置いた複数回の直接接触で、オープンに尋ね、ありのまま受け止める姿勢がこちら側に無ければ明かされないことが多い。

子どもの安全確保と家族・親族関係はこうした各メンバーへの情報の共有状態とそれについての反応をみきわめつつ進めることが必要である。しばしば子どもはそうした親族や家族の反応を予想できない。やっと封じられた沈黙を破って真実を告白し、周りのみんなも真実を知って少なくとも自分のことは分かってもらえると期待している場合、周りの不信感や困惑による不快感の表明に出会って、ショックを受けることも往々にしてみられる。これは悪くすると加害者の威嚇やのろいの実現となる。トラウマ性の問題を抱えている被害者にとっては、そうした事態は自己破壊的な衝動や埋め込まれた自己否定を強化する危険性が高いので注意を要する。

【基本的事項】

親族や家族の子どもに対する態度は十分に慎重な調査によって確認しておくことが必要である。その上で誰をキーパーソンとすれば、安全な子どもの親族関係を保証できるか検討しなければならない。場合によっては慎重に統制管理された接点でしか、親族との接点を保証できないとか、誰とも当分の間は接触できない場合もあり得る。それまでの親族関係がスムーズに進んでいた場合、この落差は急激な変化であり、子どもにとっても施設にとっても強いストレスとなるので、それなりの対応の覚悟が必要である。

[4]子どもが在宅の場合の性的虐待の途中発覚について

1)在宅の途中発覚の場合の子どもの安全確認・確保と被害告白の事実確認

子どもが在宅で、心理検査や面接場面で性的虐待被害をうかがわせる発言を行った場合、それを聞いた面接者は直ちに被害の告白を聞いた通告者と同様の対応をとらなければならない。保護者が同行している場合には、子どもの身柄の安全確保と保護者対応も直ちに検討しなければならない。

児童相談所職員が子どもの告白を直接、聞いた場合には、その職員が、事後の継続的な対応上の役割として、また子どもから正確な話を聴き取る上で、そのまま子どもからの告白を確認するのに十分な場合には、改めて子どもから被害調査面接をする必要は無い。しかし、子どもの告白がまだ曖昧なままであったり、告白を最初に聞いた者が事後の対応上全く別な役割をとる人物であったり、あるいは非常勤の職員等で事後の対応において常時その任に当たれない人物であったりする場合には、改めて初期被害調査面接を設定することが必要な場合もある。

とりわけ、子どもの被害告白を治療指導場面の中で聞いた場合には、その担当者がそのまま被害調査や被害確認を行うことは厳禁である。治療者としての子どもへの対応は、原則的に子どもの自発的なあらゆる表現をファンタジーも含めて受容・共感的に聴き取り、支持的に反応することがルールとなる。また子どもの精神的安全の保障が全てに優先する。これは客観的な事実確認を最優先し、子どもの発言を吟味評価し、子どもの意向に反する場合にも子どもの安全確保の判断をしなければならない被害調査や被害確認の原則とは全く一致しない。もしも子どもの治療者が、治療場面での告白を被害調査や被害確認面接として扱ったら、その時点で子どもとの治療関係は回復不能な壊滅的ダメージを避けられないだろう。

子どもの治療者がしなければならないのは誠実な通告者になることであり、子どもの被害の告白を聞いた段階で、治療をいったん中断し、その場所がプレイルームなら、いったん部屋を移動してから子どもの被害告白を確認し、子どもを落ち着かせ、子どもに対して、あなたが今、しなければならないのは、あなたの安全についての専門家とあなたが話し合うことである、治療者は今すぐに専門家に連絡を取り、面接をしてもらるように手配する。治療者は今後とも子どもをサポートする、とはっきり告げ、行動しなければならない。

子どもが在宅の場合には、子どもの安全の確保が直ちに課題になるため、緊急の対応が必要である。

子どもへの初期被害調査については原則的に、5. の初期被害調査面接と同じ対応を行う。

2) 在宅の途中発覚の場合の子どもの初期調査の評価と安全の確保

子どもが在宅状態で性的虐待の告白があった場合には、性的虐待の通告対応と同様の子どもの安全についての判断と対応が必要となる。検査や治療で保護者が子どもに同行していた場合には、直ちにその場で子どもの身柄の確保による調査と一時保護の判断、もし一時保護する場合には子どもへの説得・説明と保護者への告知が必要となる。保護者が怒って子どもに無理に接触しようとしたり、とりあえず連れて帰ろうとしたりするなどの動きを制止しなければならない事態も想定される。

その後の子どもの安全確保と保護者対応は一般的な通告受理からの初期対応と同様のシナリオになる。

3) 別件で相談中の在宅の子どもの援助途中に性的虐待の発覚があった場合の留意点

基本的には性的虐待での通告対応から始まる援助課題を原則とする。それまでの設定が全く通用しなくなるような体制の立て直しが必要となる場合には、児童相談所側の対応チームの体制も立て直しが必要となる。特に虐待相談以外の相談対応中に虐待問題が発生・発覚した場合に児童相談所側の対応体制も大きく変えなければならない事態に見舞われるが、性的虐待においては、担当者の設定で加害者の性を避けるとか、被害確認面接を行う担当者は他の相談対応に関与しない者をあてるなどの点で、対応チームの編成において、所を挙げての協力と工夫が必要となる。

子どもが施設に入所しておらず、在宅の状態での性的虐待以外の相談として児童相談所に相談来所している、その相談の途上で性的虐待被害を告白する場合がある。心理検査や面接場面、さらには治療面接や遊戯療法中に性的虐待被害やそれを疑わせるような何らかの告白があった場合、児童相談所は直ちに性的虐待を通告受理した時と同じ対応を開始しなければならない。

児童相談所における性的虐待対応ガイドライン

2011 年版

附録 1. 2. 参考資料

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究(研究代表者 柳沢正義)」

児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究 (研究分担者 山本恒雄)
性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究 (研究分担者 (故)庄司順一)

児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版 附録

目次

附録 1. 司法手続きにおける子どもの供述(p.2)

附録 2. 司法面接の特徴とNICHD プロトコル(p.6)

参考資料:

- 子どもから性暴力被害の告白を聴くときの留意点(p.14)
- 子どもからの告白が無い性暴力被害の疑いと通告(p.21)
- 保護者への一時保護の告知面接における人員配置(参考例)(p.23)
- 性的虐待・家庭内性暴力における非加害保護者への支援(p.26)
- 性的虐待・家庭内性暴力の加害者との対応(p.28)
- 一時保護されたことについての子どもの気持(p.30)
- 被害(事実)確認面接の必要性 なぜ被害確認面接をしなければならないか(p.33)
- forensic interview の日本での呼称と今後の対応体制(p.37)
 - 法的被害確認面接の日本における今後の展望(p.39)
 - 子どもの性的虐待・家庭内性暴力被害初期対応の将来(p.40)
 - 24 時間体制の性暴力救援センター・大阪 SACHICO(p.41)
 - 性暴力被害者のためのワンストップセンター ハートフル・あいち(p.41)
- 児童相談所の性的虐待事例での初期対応の流れ模式図(p.42)

附録 1.

司法手続における子どもの供述

横浜合同法律事務所 関守麻紀子

司法手続における子どもの供述

横浜合同法律事務所 関守麻紀子

- (1)子どもの供述が証拠として用いられる司法手続としては、刑事手続(刑事裁判で加害者に刑罰を科す手続)、家事、人事手続(児童福祉法28条に基づく施設入所の承認、親権者変更、保護者の離婚、など)、民事手続(被害者による加害者に対する損害賠償請求、など)がある。

これらのうち、児童相談所が行い、あるいは、関与する手続は、刑事手続及び児童福祉法28条に基づく施設入所承認審判申立の手続である。

ア 刑事手続における供述

① 被害発覚、告訴・告発

告訴、告発をするために、被害を聴き取ることが必要である。

被害者である子どもの供述を書面にして証拠として提出することもある。

② 捜査(警察、検察)

警察官、検察官がそれぞれ事情を聴き、供述調書を作成する。

③ 刑事裁判

捜査段階で作成された供述調書を裁判の証拠として用いることができないとき、被害者が裁判の法廷で証言する必要がある。

イ 28条承認審判申立手続

家庭裁判所に審判の申立をする前提として、虐待事実を正確に把握しておく必要があるし、虐待事実を立証するため子どもが述べたことを書面にして証拠として提出する必要がある場合もある。

(2)証拠に基づく事実の認定

裁判では、証拠に基づいて事実を認定し(何があったか、何が真実かを判断する)、認定された事実に対し法を適用することにより、法効果が生じる。

(3)刑事手続～厳格な証明

刑事手続は、被告人に対して刑罰を科する手続なので、厳格な手続が求められている。

有罪無罪の判断には、厳格な証明が要求され、訴追する側(検察官)は、合理的な疑いを差し挟む余地がない程度にまで立証する責任を負う。被害者の供述(証言)もそれに耐えられるもの(合理的な疑いを差し挟む余地がないもの)でなくてはならない。

家事手続、民事手続における証明の程度は、刑事手続におけるよりは、緩やかである。

(4)性被害における被害者の供述の重要性

性虐待は、人目のつかない所で行われるため目撃者がなく、物的な証拠も乏しいことから、被害の事実を証明するために、被害者自身の供述が唯一、あるいは、極めて重要な証拠である。

2 証拠としての価値

- (1)供述が証拠としての価値を持つためには、①証拠能力があること、②証明力があること、が必要である。

(2)証拠能力

供述に証拠能力が認められなければ、そもそも裁判において証拠にすることができず、したがって、その供述に基づいて事実を認定することもできない。

例えば、年少者や精神病患者などの供述は、証拠能力が問題になりうる。供述する者が、自分が体験した事実を認識し、記憶し、記憶したことを供述する能力を著しく欠くときは、証拠能力が否定されることがありうる。

もっとも、その子どもにとって、異常であり、かつ、単純な事実の経験については、年少の子どもであっても、

体験した事実を認識し、記憶した過程は正確性を認めやすいと考えられている。裁判では、4歳程度の年齢の子どもに証言能力を認めた例がある。

児童相談所が関与する場合、その子どもに自分が体験した事実を認識し記憶し供述する能力があることは、例えば心理判定、精神科医による診断などにより明らかにすることが可能である。

(3) 証明力

ア 供述に証拠能力が認められても、次に、その供述はどの程度信用できるか、証拠としての信用性が問題になる。信用性が低い証拠は、事実を認定するための根拠とはされないからである。

イ 供述を証拠とすることの問題

人の供述を証拠にしようとする場合、すなわち、人の記憶に残ったことを証拠にしようとする場合、供述者が、自らが体験した事実を正確に供述していると判断されれば、その供述は信用できると評価される(供述の内容が事実であると判断される)。

ところが、一般的に、人は、自分に起きている出来事を客観的に正確に認識しているとは限らないし、出来事が終了した後、出来事を正確に記憶し続けることができるとは限らないし、さらに、過去の出来事を他人に説明する時、それを聞いた誰もが同じように理解できるような正確な表現をできるとも限らない(人の知覚、記憶、表現の各過程には誤りが混入する危険がある)。

そこで、刑事裁判では、供述者が自らが体験したとして出来事を語る供述に誤りが混入していないかどうかを吟味するために、供述者本人を公判廷に出廷させるのが原則である。公判廷で、供述者に真実を述べる旨の宣誓をさせ、嘘を言えば偽証罪に問われることがあることを告げた上で、裁判官の前で、証人として尋問し、供述する際の態度、状況も観察し、さらに、その者の供述により不利益を受けることになる側からの反対尋問にもさらすことによって、供述者が述べることに誤りが混入していないかどうかを見極めるのが原則である。

捜査段階での供述調書を証拠として提出することにより供述者の公判廷での証言に代えることができるのは、例外として許される場合だけである(被告人が犯行事実を認め、法廷で証人尋問する権利を放棄した場合。法律上は例外であるが、実際の裁判では、被告人が犯行事実を認めるため、証人尋問まではしないことが多い。)

(4) 供述・証言の内容が信用できるか否かの判断の要素

供述者が自らが体験した事実を正確に供述しているか否かを判断するためには、客観的証拠や他者の供述との不一致がないか、供述が変遷していないか、という観点から、記憶(供述)を細部にわたって確認する。

具体的には、次のような観点から信用性があるかどうかを評価することになる。

① 供述が一貫しているかどうか。一貫せず変遷している場合は、その変遷が合理的かどうか。

供述が信用できると評価するためには、被害が発覚した段階での供述、捜査段階での供述(警察官に対する供述、検察官に対する供述、刑事裁判の公判廷での供述(証言)が、一貫していることが必要である。

一人の人が複数回供述し、それぞれの供述の内容が食い違っていたら、その供述のいずれかが、あるいは、全てが嘘もしくは誤りであると評価されることになる。

そのため、児童相談所が子どもから事情を聴取する際の記録も、第1段階の供述として、重要な意味を持つ。

児童相談所で話したことと捜査段階で話すことが違えば、そもそも子どもの供述が信用できないとして、立件することが難しくなることも考えられる。

児童相談所で話したことが曖昧、抽象的であったにも関わらず、捜査段階での供述が詳細になっていると、何らかの暗示を与えられたのではないかと、との疑いが生じる。

もっとも、供述が一貫していなくても、一貫せずに変遷していることに合理的な説明が見つかる場合は、その範囲で信用性を維持できることもある。

例えば、児童相談所では明確に話しているが、捜査段階では曖昧な供述になっている場合、そもそも児童相談所で話したことは嘘であり、捜査段階では警察官・検察官に対しては嘘をつき通すことができないため、曖昧な供述になった、と判断されることがありうる。他方で、児童相談所で話したことこそが事実であり、その後の供述が曖昧になっているのは、時間の経過とともに記憶が薄れたために過ぎない、と評価されることもありえよう。

- ② 供述が客観的事実や他者の供述と合致しているか、矛盾しているか。

例えば、子どもが「〇月△日に被害に遭った」旨述べたが、その日、加害者は出張で不在であったことが他の証拠から確認されているというような場合、客観的事実に合致しない供述になる。

- ③ 供述の内容が、具体的、詳細、自然、合理的であるかどうか。

具体的に述べることであれば、「実際に体験したことを述べている」との評価につながる。

- ④ 供述の根拠は何か。

例えば、被害に遭ったのは「〇月△日だった」と述べた場合、その日であったと記憶している理由が「被害に遭ったのは運動会の日だったから」との説明がされれば、根拠がある供述であると言える。

- ⑤ 嘘をついたり、事実を隠したり動機があるかどうか。

他人の関心を惹くために、あるいは、自己に不都合な事実を隠すための言い訳として、被害を申告しているのではないかどうか。

反対に、事実を隠してはいないかどうか。

(5) 年少者の供述の特徴

供述者が年少者であるとき、上記のような一般的な信用性の問題に加えて、さらに以下のような特徴があることが指摘されている。

- ① 知覚、記憶、表現の能力が未発達、未成熟であること。

特に幼児の場合は、記憶の喪失、希釈が早い。

経験した順序に従って供述しているのか、事後に得た情報を加えて修正が入った内容を供述しているのか、判別しにくい。

語彙不足により、表現が曖昧になる。言葉の意味を理解していないで使用することもある。

- ② 暗示を受けたり、誘導されたりしやすい。

以上に加え、「証言ないし記憶への固執、空想的作話傾向、近親者等への迎合、虚言への抑制動悸の弱さなどが挙げられる」との指摘がある(山室恵「刑事尋問技術」)。

年少者の供述に向けられる以上のような疑いを払拭するためには、被害を受けた後、可能な限り早い時点において、自発的、かつ、子ども本人の言葉、表現により供述させ、その内容を正確に保存しておく必要がある。また、子どもが自発的に語っていることを明らかにするためには、供述態度も記録することが望ましく、そのためには録音、ビデオ撮影が有効である。

3 被害確認面接の現行の刑事裁判制度の下での利用方法

(1) 刑事手続

ア 被害直後の記憶を、子ども本人が自発的に、かつ、子ども本人の言葉で語り、その供述を筆記、ビデオ録画などの方法により客観的に保存できたとしても、その記録のみを証拠として手続を進めることはほぼ不可能である。捜査段階、検察段階でそれぞれ事情を聴取される。さらに、被告人が公訴事実を否認したり、証拠を争えば、被害者である子どもが法廷で証言することが必要になる。

とはいえ、被害直後の記憶が正確に保存されていれば、証拠としての価値は高く(信用性が高い。)、その後の事情聴取に資する。

イ 刑事裁判は具体的な犯行事実を審理する手続であるから、訴追側は、犯行が具体的に特定されていることが必要であり、「日時、場所、犯行の態様」を具体的に示さなければならない。そのため、警察官・検察

官による事情聴取では、これらの事項について、詳しく事情を聴かれることになる。この点を正確にするため、事情聴取が多数回に及ぶこともある。

被害確認面接の際、これらの事項について、正確に聴き取ることができていれば、捜査段階での事情聴取が容易になり、子どもの負担を軽減させることにもなるものと思われる。

(2)家事手続等

家事・人訴手続、民事手続であれば、厳格な証明が要求されないため、さらに証拠としての価値は高くなる。そのため、被害確認面接を実施する意味は大きい。

参考文献「児童虐待 その現況と刑事法的介入」林弘正(成文堂)

「刑事尋問技術」山室恵(ぎょうせい)

附録 2.

司法面接の特徴と NICHD プロトコル

北海道大学大学院文学研究科 仲真紀子